

十一
一
二
三
四
五
六

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い				所	日	子	以
金				額	限		

(一) 式 次 う 九 中 日 平 頓 平 利 利 年 四 月 十 五 日 及 び
 て の な ま ら 日 本 成 面 本 子 子 支 払 期 と し、 各 支 払 期
 の 出 な に に 年 四 换 銀 行 三 十 一 年 四 月 及 び 月 間 に お
 端 し 金 お と 区 成 金 銀 行 二 十 八 年 四 月 つ き 月 十 五 日
 と し 数 額 、 額 の 成 金 銀 行 二 十 九 年 四 月 又 は 月 五 百 日
 が そ は 受 付 と 分 と し 五 買 本 店 四 月 十 五 日
 一 生 の 入 金 に 応 そ 日 取 店 及 び 月 間 に お
 円 算 次 場 じ そ 以 月 又 は 支 払 期 と し 月 十 五 日
 に た 出 結 事 に い 金 額 に づ け 月 及 び 月 間 に お
 滿 場 算 利 な に は 金 額 に づ け 月 及 び 月 間 に お
 算 果 式 予 に い 金 額 に づ け 月 及 び 月 間 に お
 た に 有 に は 金 額 に づ け 月 及 び 月 間 に お
 な に に 有 に は 金 額 に づ け 月 及 び 月 間 に お
 い は 有 に 有 に は 金 額 に づ け 月 及 び 月 間 に お
 場 切 未 有 に は 金 額 に づ け 月 及 び 月 間 に お
 合 捨 满 算 予 に 有 に は 金 額 に づ け 月 及 び 月 間 に お

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}}{2}$$

する期日について同じ。規定

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第三十四号）の規定による改正前個人向け国債の発行等に関する省令（平成二十八年財務省令第十四号）の規定による改正前の個人向け国債の発行等に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十九年十月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

十七 中途換金の特例

正する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改める法律（平成二十五年法律第七十三条）第二十一条の四第一項に規定する法律（平成二十五年法律第七十三号）第三条の規定による改定する（昭和二十五年法律第七十三号）

(二) (一) 金そ買る人月をつ災十救すは指第昭（人が養第正
額まら額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前
額面で平平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項の
金額一額額間二二の成成すれ額が国日るき発）（市市五十区又は亡契に相
する金額一額額一十の場九年四十月十五日十五日前か
する金額× $\frac{79.685}{100}$ +経過利子に相当する金額
する金額一受入経過利子に相当する金額
当平成二十八年十月十五日前か
扶四

算、きのうがはしよ和区区あ二年含そのと受益者に
式次る中あ、當、る二域若つ条法み、居住に特
にのも途つ平該當救十にしての律、居地住すはそ
よ区の換て成個該助二おくは十第地方する市
り分と金も二人災の年いは、九六自らの
算にしを、十向害行法て総當第十七自治市
出応、請當九けにわ律、合該市項号法町
しじそ求該年國かれ第災区と又の
た、のす個四債かる百害と

十八

元利金支
払場所

の賜金額面額 + 経過利息に相当する金額 - (経過利息に相当する金額) 田本銀行